

科目4

精神保健福祉相談員の役割

講義1

総論

到達目標

- 自治体が担う精神保健福祉に関する業務を理解する
- 精神保健福祉相談員の役割を理解する
- 各ライフステージで生じる身体的・精神的・経済的な課題等を理解する
- 支援が必要な人や、支援する際配慮が必要な人について、支援提供における留意点等を理解する

自治体における精神保健福祉業務

地域共生社会の実現に向けた精神保健福祉業務への取組と
地域包括ケアシステムにおける精神保健福祉相談員の役割

これからの精神保健医療福祉の あり方に関する検討会報告書

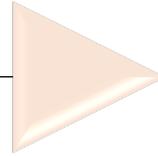
(平成29年)

- 地域生活中心
- 精神障害者の
一層の地域移行を進める
- 精神障害者が地域の一員
として安心して自分らしい
暮らしができる

改正精神保健福祉法における市町村の役割

精神障害者支援のみならず国民のメンタルヘルス支援へ

これからの精神保健医療福祉の
あり方に関する検討会報告書
(平成29年)



精神障害にも対応した地域包括
ケアシステム構築に係る検討会
報告書
(令和3年)

- 地域生活中心
- 精神障害者の
一層の地域移行を進める
- 精神障害者が地域の一員と
して、安心して自分らしい暮
らしができる

- 地域共生社会の実現
- 精神障害者や精神保健(メンタル
ヘルス)の課題を抱えた者等の
- 日常生活圏域を基本
- 基礎自治体を基盤として
- 精神障害の有無や程度にかかわ
らず誰もが安心して暮らすこと
ができる

市町村における精神保健相談、精神保健福祉相談員とは

(相談及び援助)

第四十七条

(略)

3 市町村（保健所を設置する市を除く。次項において同じ。）は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、**精神障害者の福祉**に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、**精神保健**に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

5 都道府県及び市町村は、**精神保健**に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

6 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、**精神保健**及び**精神障害者の福祉**に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条

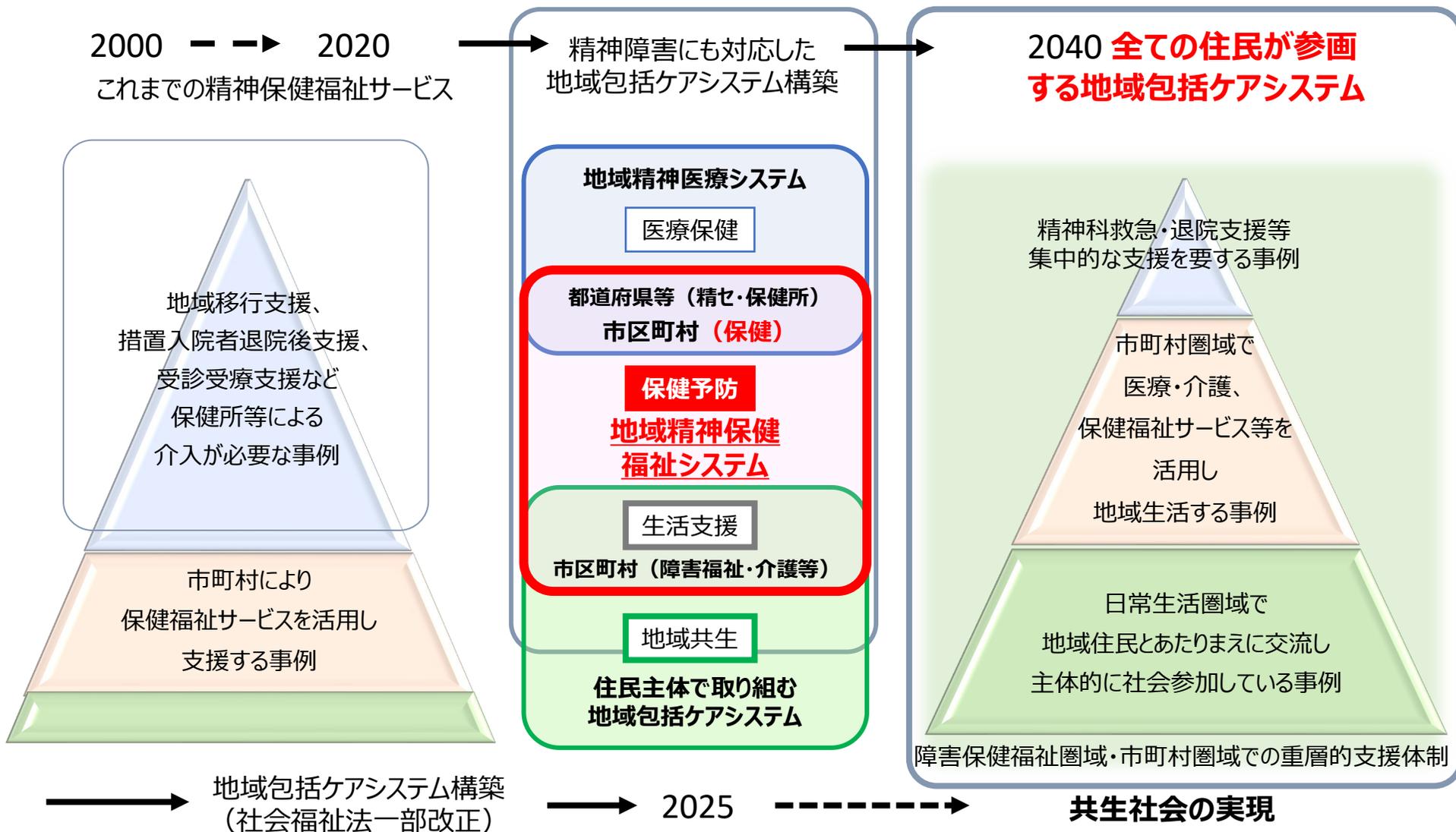
都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者等及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な情報の提供、助言その他の援助を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- 都道府県(保健所等)への協力
- 精神障害者・家族への福祉相談
- 精神保健相談
- 精神保健に課題のある者への相談
- 多機関連携による包括的な相談

- 相談に応じ、訪問により支援を行う
- その他の援助(多機関連携による包括的相談及び相談支援体制整備)を行う

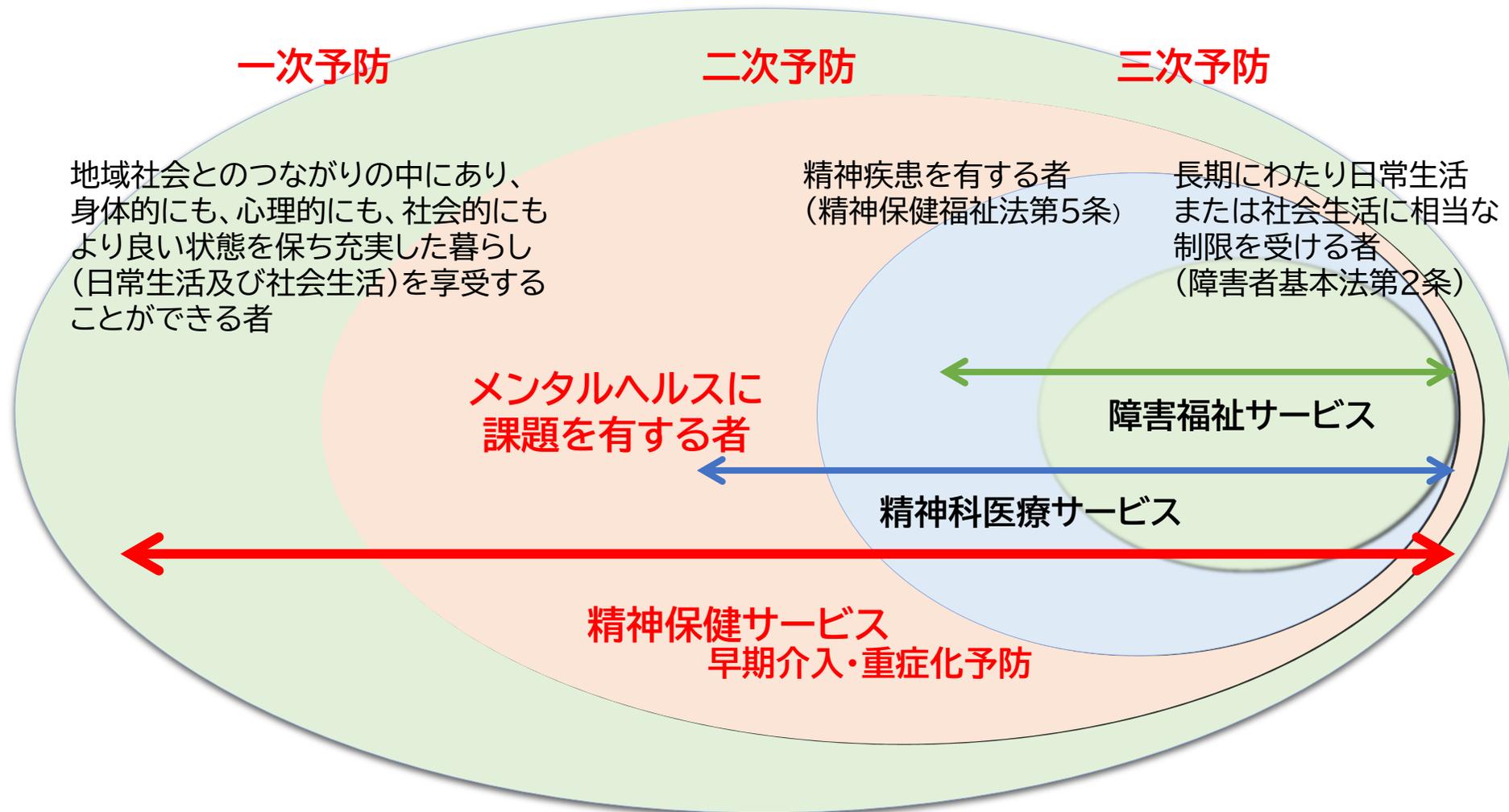
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築が 共生社会の実現に貢献するイメージ



出典：野口正行『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究（分担研究報告書）』
藤井千代（研究代表）,『地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究』2022.

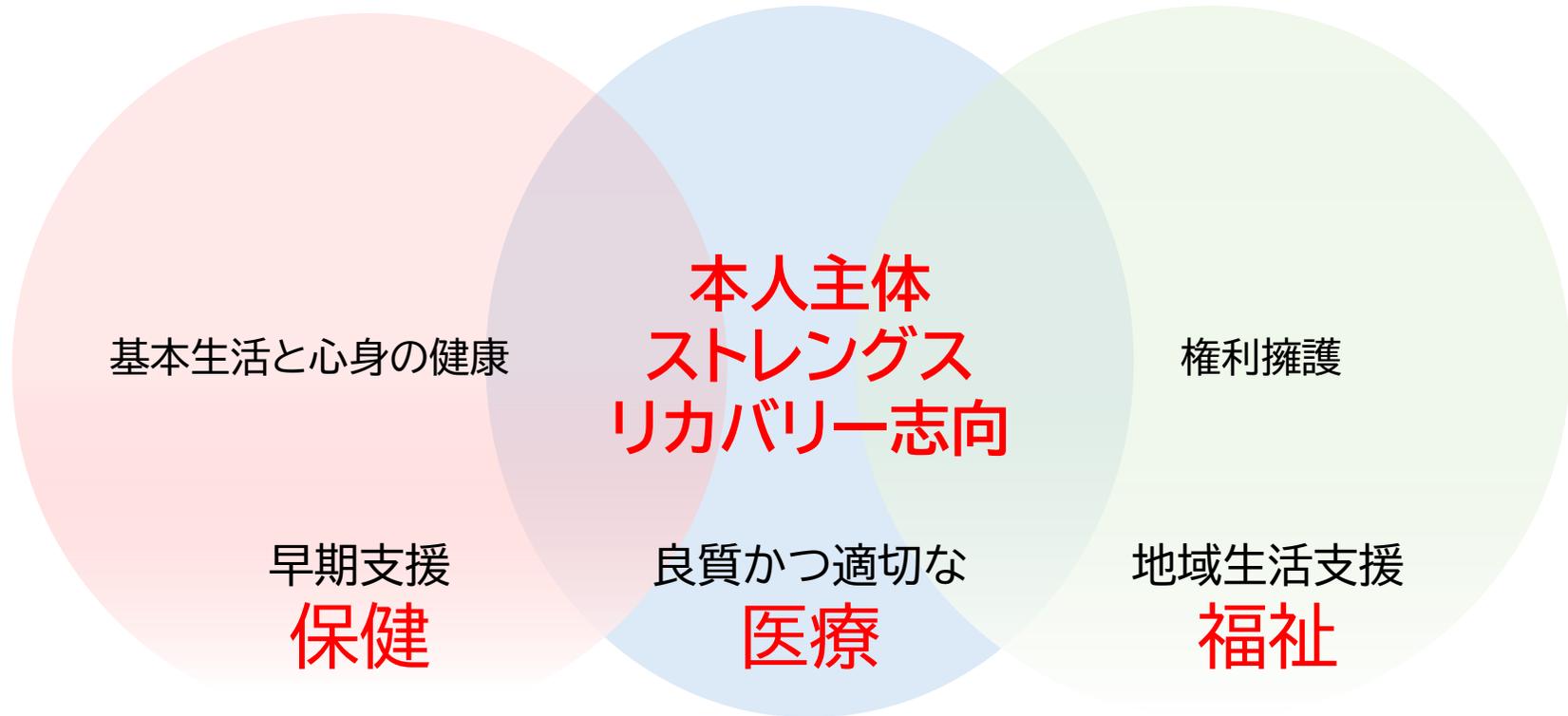
地域保健とメンタルヘルス

【にも包括的ポイント】 ○すべての住民のメンタルヘルスの向上



精神保健福祉相談員に求められる視点

その人らしい生活



市町村におけるさまざまな相談支援のイメージ

高齢・介護に関する相談支援

認知症対策
高齢者虐待防止対策
介護保険サービス提供 等

生活福祉に関する相談支援

生活保護
生活困窮者自立支援
ひきこもり 等

障害のある方等の相談支援

相談支援事業
障害者虐待防止対策
障害者差別解消
意思決定支援 等

妊娠出産・こども家庭に関する 相談支援

母子保健
こども家庭支援
成育 等

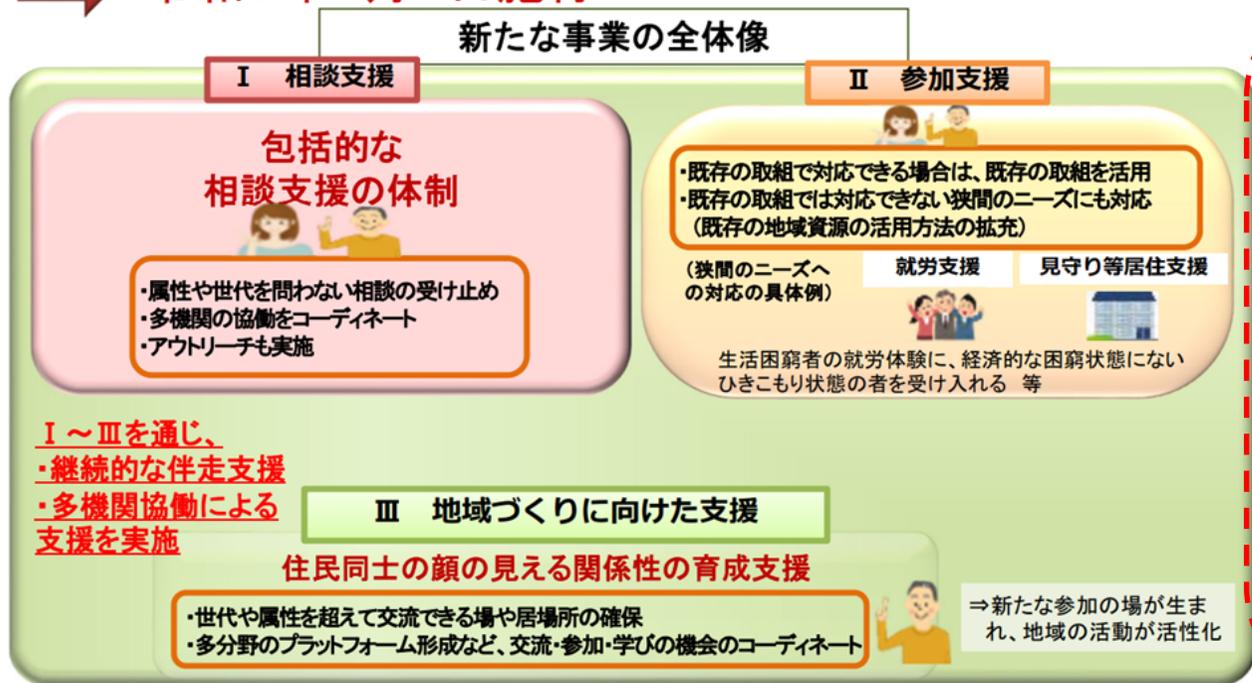
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

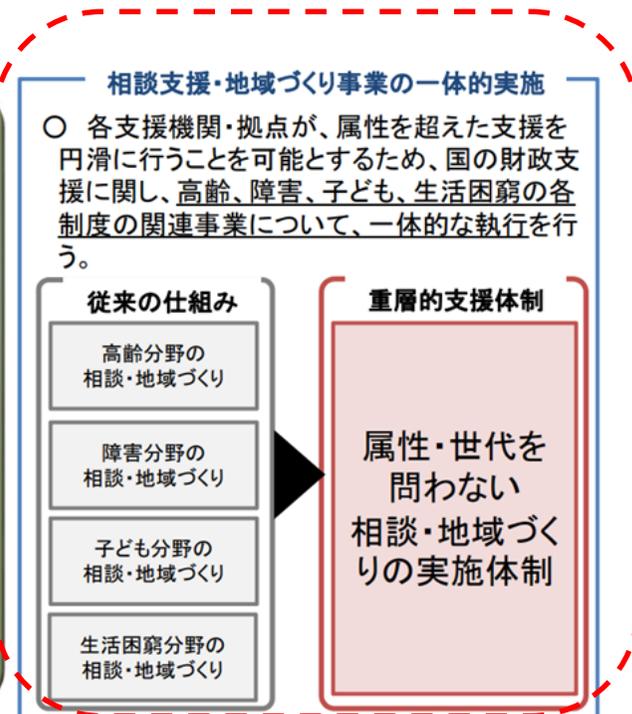
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

→ 令和3年4月1日施行

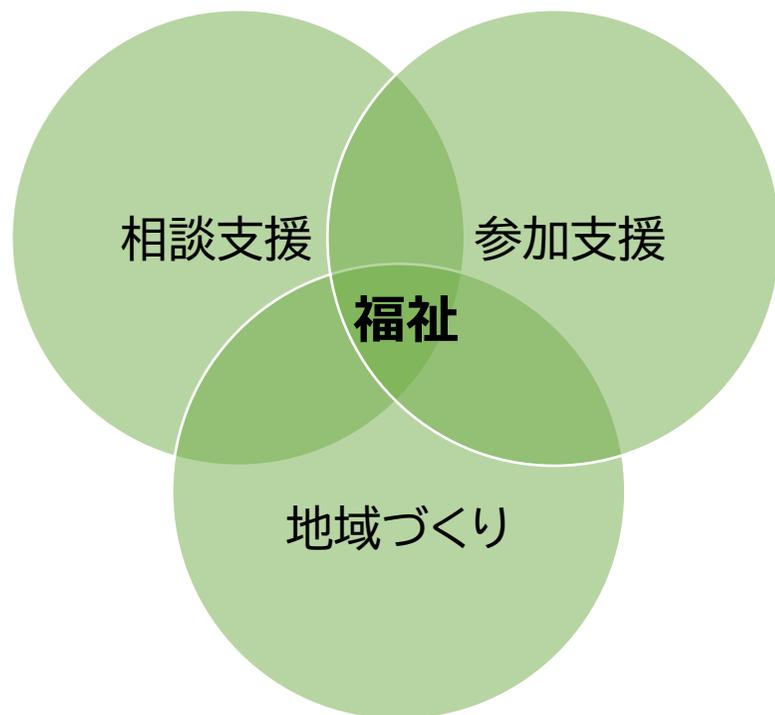


I～IIIを通じ、
 ・継続的な伴走支援
 ・多機関協働による支援を実施

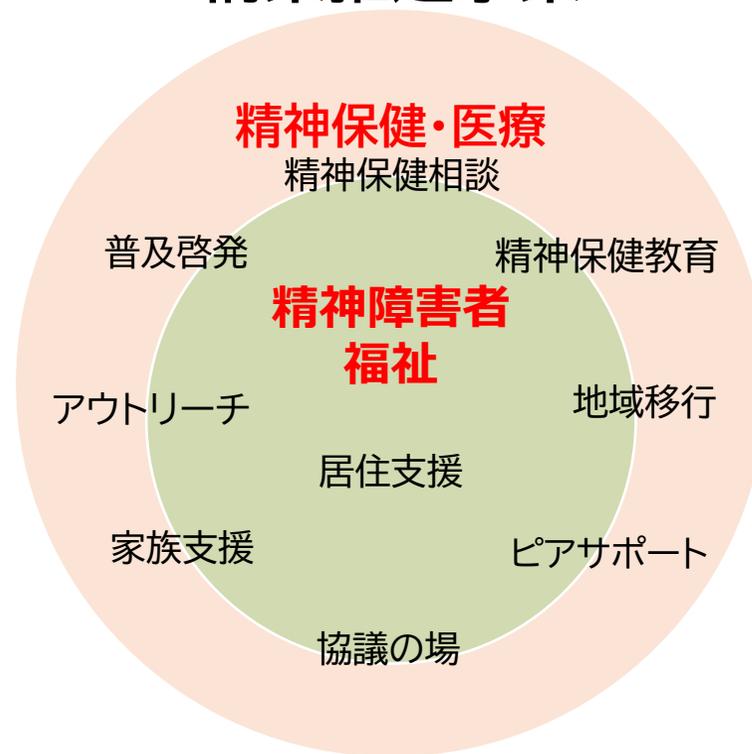


自治体が取組む「重層的支援体制」

重層的支援体制整備事業



精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム 構築推進事業

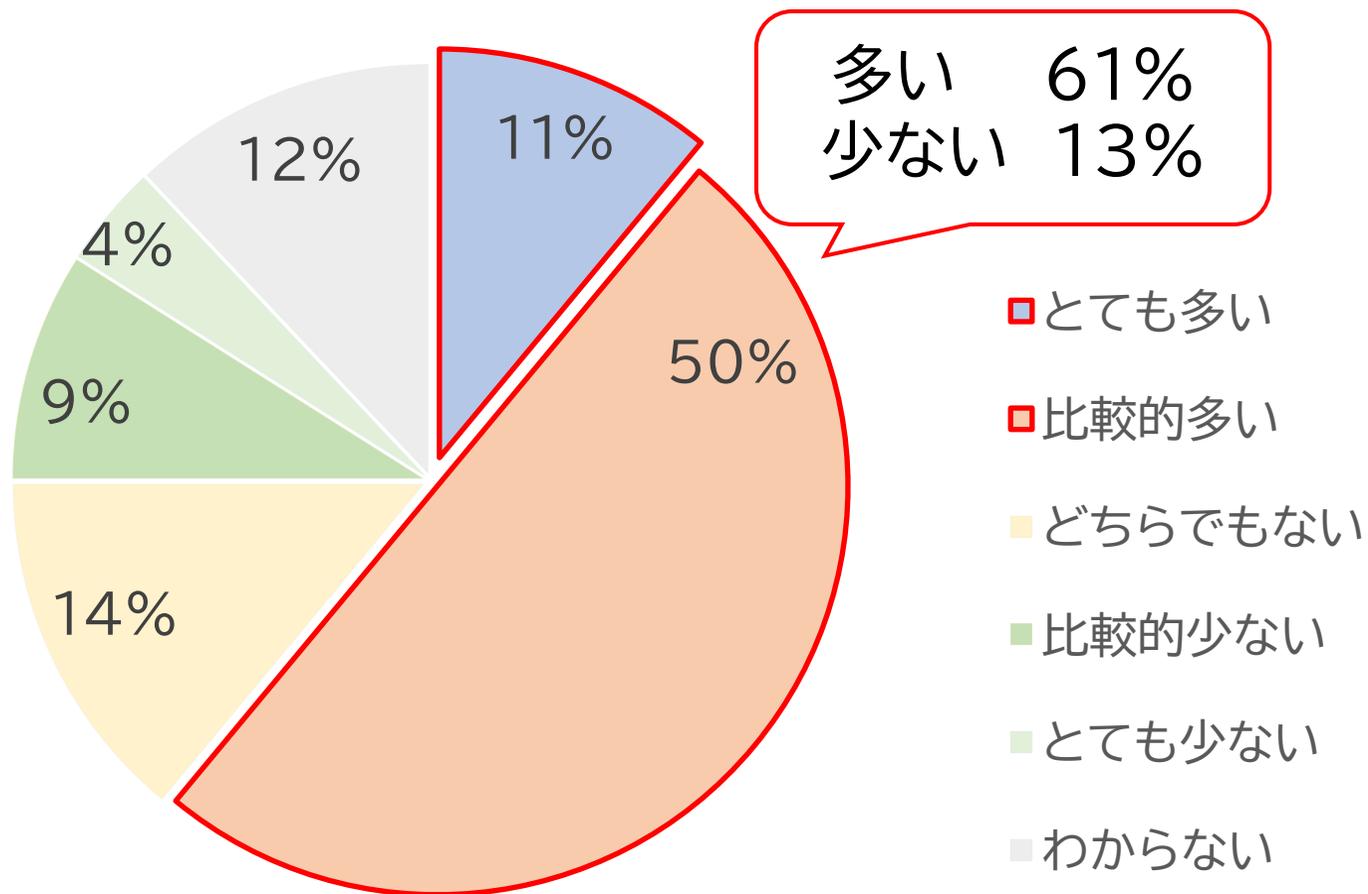


市町村(介護・障害・こども・生活困窮)

都道府県・政令市・特別区・保健所設置市

重層的支援体制整備事業における メンタルヘルス課題等に関する支援

重層的支援体制整備事業を実施している自治体 N=105



令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」(研究代表者:藤井千代)

分担研究「自治体における包括的ケアの推進に関する研究」(研究分担者:野口正行)

市区町村における精神保健業務に関するアンケート 回答813/1741自治体(回答率46.7%)

市町村における重層的支援体制整備と精神保健との関係

高齢・介護に関する相談支援

認知症対策
高齢者虐待防止対策
介護保険サービス提供 等

生活福祉に関する相談支援

生活保護
生活困窮者自立支援
ひきこもり 等

精神保健

障害のある方等の相談支援

相談支援事業
障害者虐待防止対策
障害者差別解消
意思決定支援 等

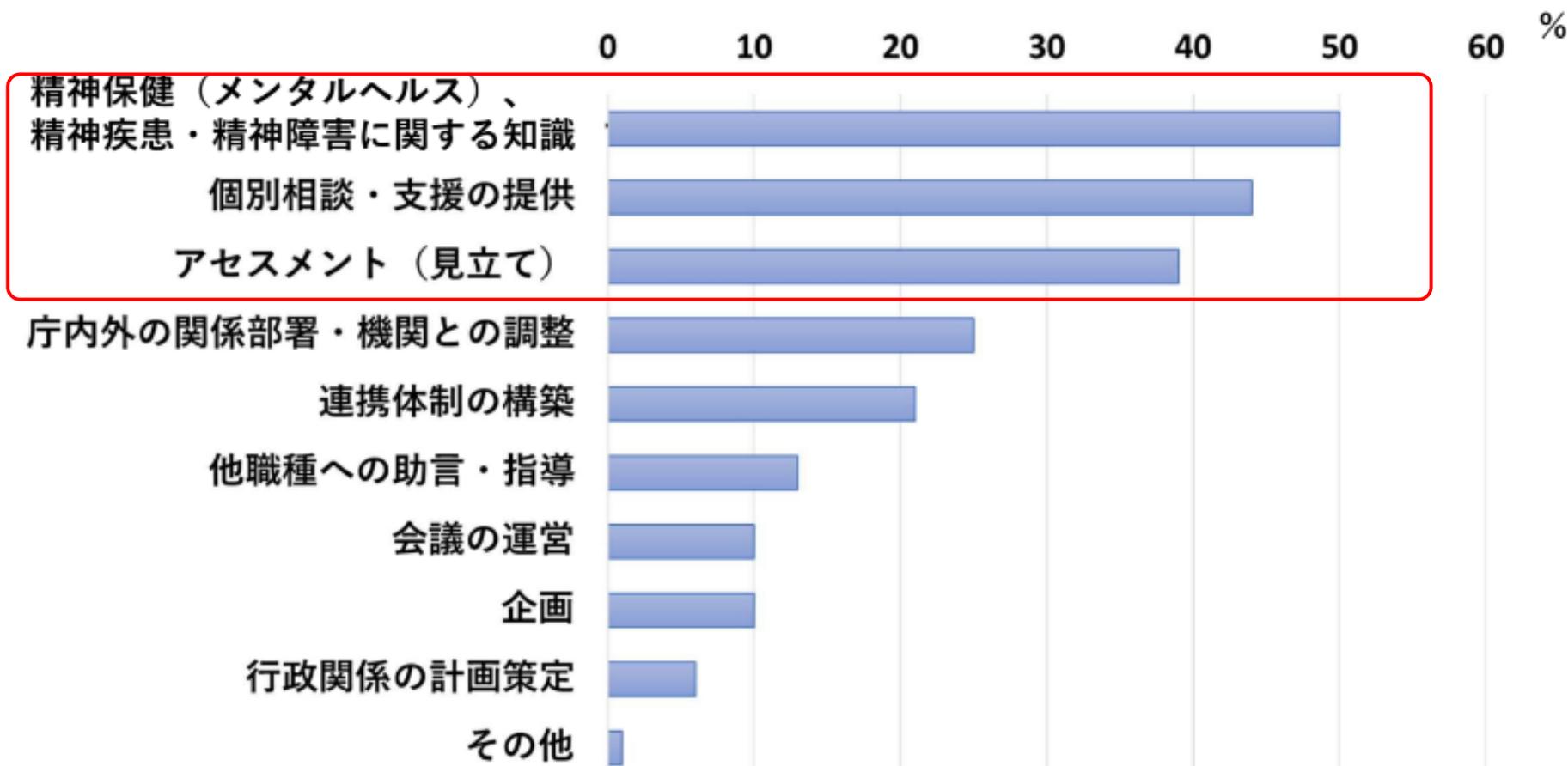
妊娠出産・こども家庭に関する 相談支援

母子保健
こども家庭支援
成育 等

市町村における精神保健業務に関するアンケート結果

(令和4年2月～3月) 回答率46.7%

精神保健福祉相談員に求められるスキル



(精神保健福祉相談員配置ありの31自治体対象、複数回答)

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

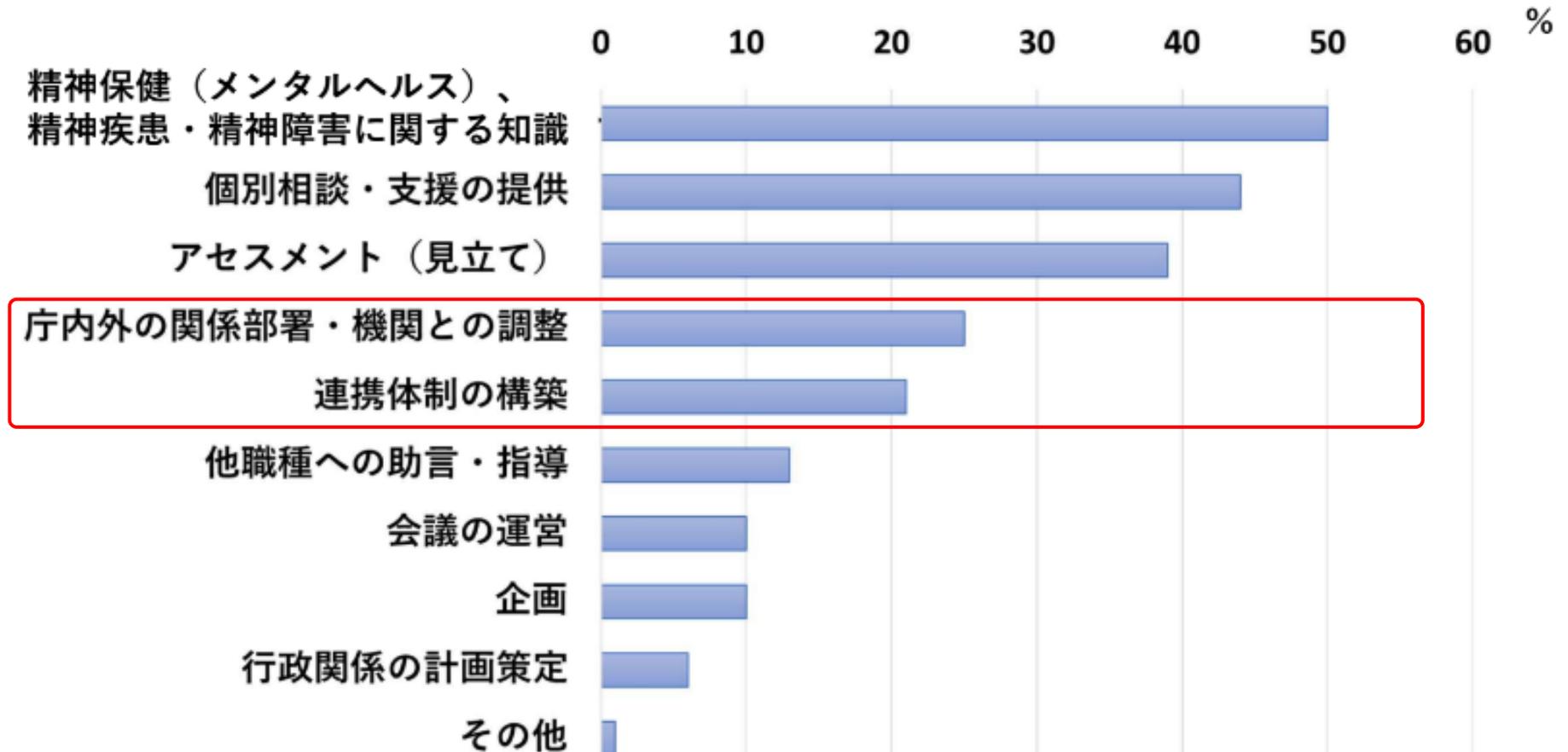
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」(研究代表者：藤井千代)

分担研究「自治体における包括的ケアの推進に関する研究」(研究分担者：野口正行)

市区町村における精神保健業務に関するアンケート結果

(令和4年2月～3月) 回答率46.7%

精神保健福祉相談員に求められるスキル



(精神保健福祉相談員配置ありの31自治体対象、複数回答)

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

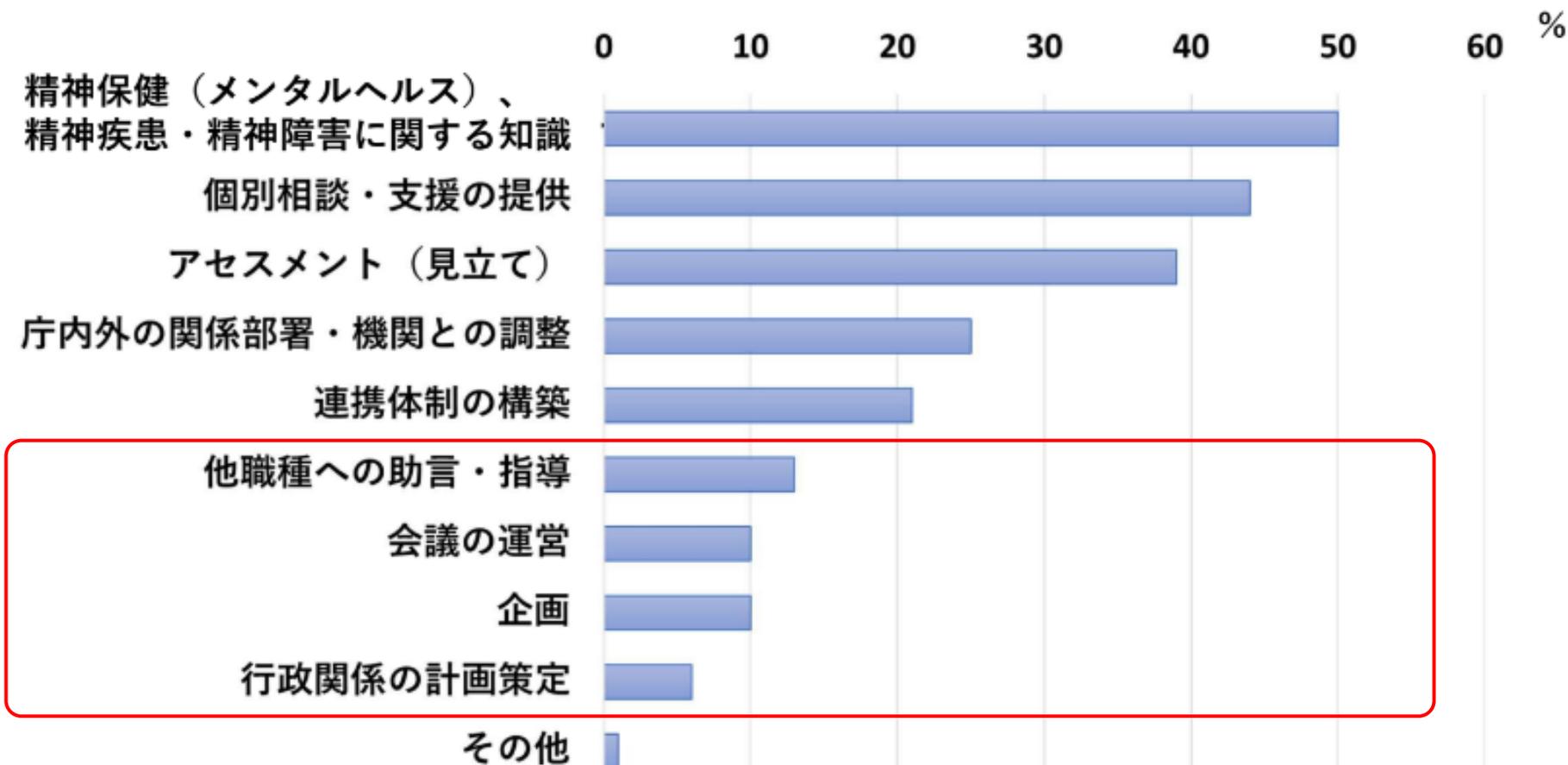
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」(研究代表者：藤井千代)

分担研究「自治体における包括的ケアの推進に関する研究」(研究分担者：野口正行)

市区町村における精神保健業務に関するアンケート結果

(令和4年2月～3月) 回答率46.7%

精神保健福祉相談員に求められるスキル



(精神保健福祉相談員配置ありの31自治体対象、複数回答)

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」(研究代表者：藤井千代)

分担研究「自治体における包括的ケアの推進に関する研究」(研究分担者：野口正行)

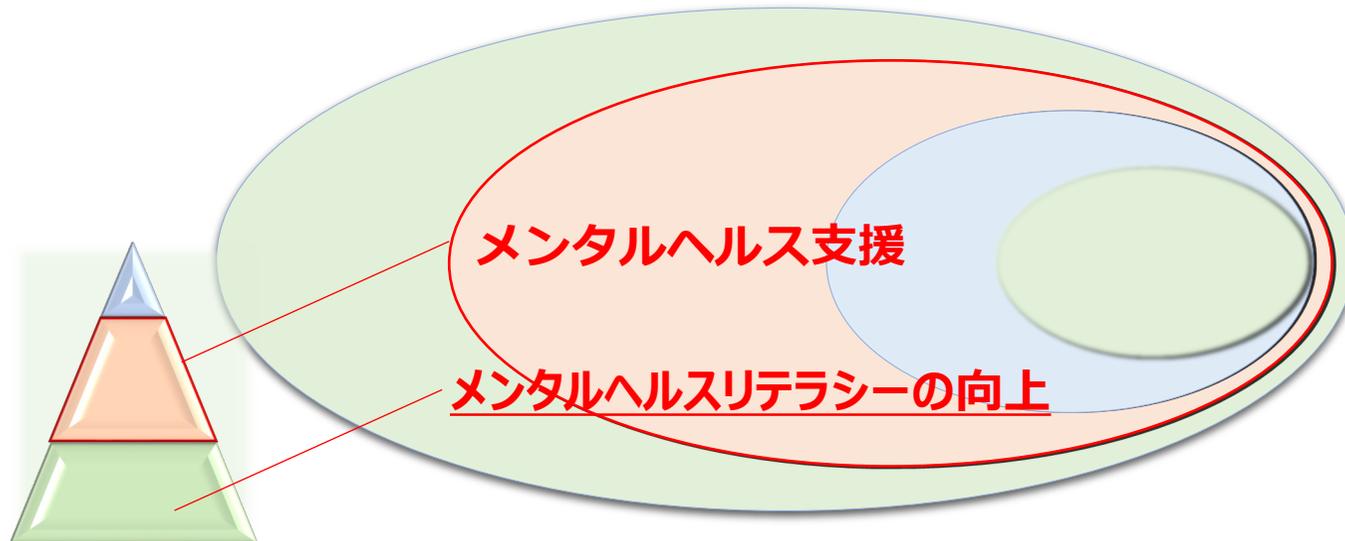
地域包括ケアシステムにおける精神保健福祉相談員の取組

地域共生社会の実現にむけて

保健
予防

普及啓発によるメンタルヘルス支援・メンタルヘルスリテラシーの向上

- ・心のサポーターやゲートキーパーの養成、メンタルヘルスファーストエイドの普及
- ・地域保健・学校保健・産業保健における精神保健教育の取組



地域包括ケアシステムにおける精神保健福祉相談員の取組

地域共生社会の実現にむけて

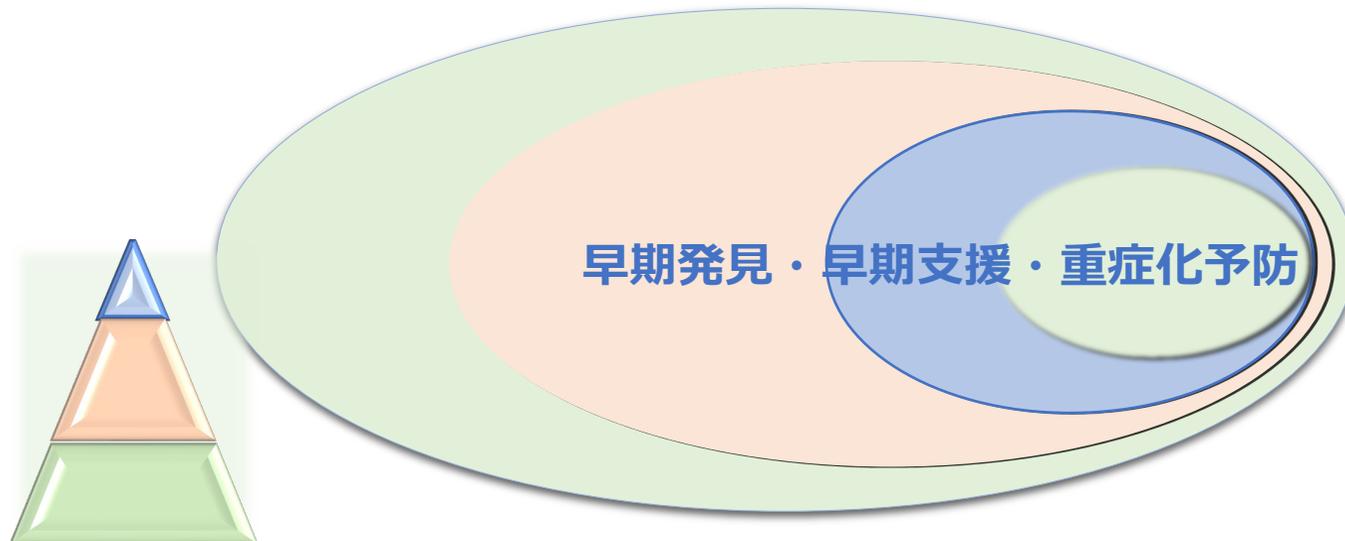
保健予防

普及啓発によるメンタルヘルス支援・メンタルヘルスリテラシーの向上

医療
保健

メンタルヘル스에課題を有する者の早期発見、早期支援と重症化の予防

- ・母子保健やこども家庭支援、健康増進、生活困窮、高齢福祉、自殺対策など様々な領域で対応するメンタルヘルス課題への早期対応
- ・精神保健相談を実施し、適切な精神科医療導入による重症化予防



地域包括ケアシステムにおける精神保健福祉相談員の取組

地域共生社会の実現にむけて

保健予防

普及啓発によるメンタルヘルス支援・メンタルヘルスリテラシーの向上

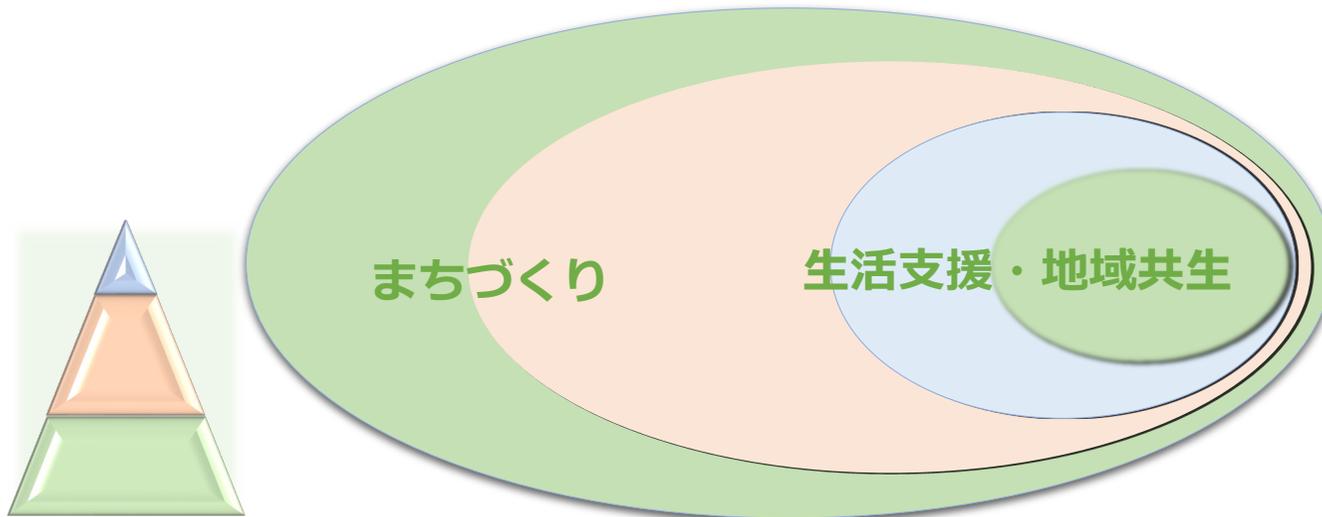
医療保健

メンタルヘルスに課題を有する者の早期発見、早期支援と重症化予防

生活支援
地域共生

都道府県と市町村が協働した市町村主体の重層的支援の実践

- ・医療連携、福祉サービス活用、地域移行・定着、地域生活支援の推進
- ・精神障害のある方の地域生活支援の充実、暮らしの場・働く場づくり（居住支援、参加支援・居場所づくり、就労支援など地域づくり）



地域包括ケアシステムにおける精神保健福祉相談員の取組

地域共生社会の実現にむけて

保健 予防

普及啓発によるメンタルヘルス支援・メンタルヘルスリテラシーの向上

- ・心のサポーターやゲートキーパーの養成、メンタルヘルスファーストエイドの普及
- ・地域保健・学校保健・産業保健における精神保健教育の取組

医療 保健

メンタルヘルスに課題を有する者の早期発見、早期支援と重症化予防

- ・母子保健や健康増進、自殺対策などに内包されるメンタルヘルス課題への早期対応・早期支援
- ・精神保健相談による適切な精神科医療導入による重症化予防

都道府県と市町村が協働した市町村主体の重層連携支援の実践

生活支援 地域共生

- ・医療連携、福祉サービス活用など、地域移行・定着、地域生活支援の推進
- ・精神障害のある方の地域生活支援の充実、暮らしの場・働く場づくり（居住支援、居場所づくり、参加支援、就労支援）

地域包括ケアシステムにおける 精神保健福祉相談員の役割

精神保健福祉相談員の役割

地域共生社会の実現にむけて

役割 1

普及啓発によるメンタルヘルス支援 ・メンタルヘルスリテラシーの向上

- ・精神保健の知識、技能を基盤とし普及啓発に取り組むことができる
- ・ライフサイクルに応じた心の健康づくりの啓発事業を実施できる

精神保健福祉相談員の役割

地域共生社会の実現にむけて

役割

1

普及啓発によるメンタルヘルス支援・メンタルヘルスリテラシーの向上

- ・精神保健の知識、技能を基盤とし啓発普及に取り組むことができる
- ・ライフサイクルに応じた心の健康づくりについて啓発事業を実施できる

役割

2

メンタルヘル스에課題を有する者の早期発見、早期支援と重症化予防

- ・メンタルヘル스에課題を有する者への精神保健相談を実践することができる
- ・早期の相談支援により、適切に医療につなぐことができる
- ・複合的な課題を有する住民について、その背景にある精神保健に関する課題に着目し、多機関多職種と連携し相談支援を実践することができる

精神保健福祉相談員の役割

地域共生社会の実現にむけて

役割 1

普及啓発によるメンタルヘルス支援・メンタルヘルスリテラシーの向上

- ・精神保健の知識、技能を基盤とし啓発普及に取り組むことができる
- ・ライフサイクルに応じた心の健康づくりについて啓発事業を実施できる

役割 2

メンタルヘル스에課題を有する者の早期発見、早期支援と重症化予防

- ・メンタルヘル스에課題を有する者への精神保健相談を実践することができる
- ・早期の相談支援により、適切に医療につなぐことができる
- ・複合的な課題を有する住民について、その背景にある精神保健に関する課題に着目し、多機関多職種と連携し相談支援を実践することができる

役割 3

都道府県と市町村が協働した市町村主体の重層的支援の実践

- ・精神保健に課題を有する者への個別支援を起点とし、地域の保健医療福祉等関係機関と地域課題の解決にむけて、協働することができる
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけて、都道府県(保健所や精神保健福祉センター等)と連携することができる

科目4講義 I まとめ

精神保健福祉相談員の役割

役割

1

普及啓発によるメンタルヘルス支援・メンタルヘルスリテラシーの向上

- ・精神保健の知識、技能を基盤とし普及啓発に取り組むことができる
- ・ライフサイクルに応じた心の健康づくりについて啓発事業を実施できる

役割

2

メンタルヘルスに課題を有する者の早期発見、早期支援と重症化予防

- ・メンタルヘルスに課題を有する者への精神保健相談を実践できる
- ・早期の相談支援により、適切に医療につなぐことができる
- ・複合的な課題を有する住民について、その背景にある精神保健に関する課題に着目し、多機関多職種との連携を構築することができる

役割

3

都道府県と市町村が協働した市町村主体の重層的支援の実践

- ・精神保健に課題を有する者への個別支援を起点とし、地域の医療・保健・福祉等関係機関と地域課題の解決に向けて協働することができる
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけて都道府県（保健所や精神保健センター等）と連携することができる

参考文献・資料

- 厚生労働省「福祉・介護 令和4年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正について」ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html
- 『「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について（令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）』。
- 『「精神保健福祉センター運営要領」について（令和5年11月27日障発1127第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）』。
- 厚生労働省『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル』。
(<https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp>)
- 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究(研究代表者:藤井千代)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究(分担研究者:野口正行)編
『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き-地域共生社会を目指す市町村職員のために(詳細版／普及版)』, 2022.

ご視聴ありがとうございました。

続いて、【講義2-1】

市町村における精神保健業務の実践

「メンタルヘルスに関する啓発、精神保健教育
の取組み」

の動画をご覧ください。